

埼玉県内水面漁場計画（案）

について【追加議事】

(写)

生振第 979号
令和5年3月10日

群馬県内水面漁場管理委員会会長 様

埼玉県知事 大野元裕



内水面漁場計画の案について（諮問）

別添のとおり内水面漁場計画の案を作成したので、漁業法 67 条第 2 項で準用する第 64 条第 4 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

担 当 生産振興課 花き・果樹・特産・水産担当 小山
電 話 048-830-4151
FAX 048-830-4843



議事事項の追加について

◇群馬県内水面漁場管理委員会事務規定（抜粋）

第八条 委員会の会議では、あらかじめ通知した事項に限って議決するものとする。
ただし、委員会において緊急の必要があると認めた事項については、この限りでない。

◇埼玉県における漁業権免許のスケジュールについて

- ・ 免許予定日
令和6年1月1日
- ・ 申請期間
令和5年8月21日から令和5年10月2日まで
- ・ 漁場計画の樹立予定日
令和5年8月上旬

◇第21期群馬県内水面漁場管理委員会開催予定 （令和4～5年度）

年度	月	NO	第五種共同漁業権	第二種区画漁業権	その他
R4	12月				
	1月	①	漁場計画諮問		
	2月	②	公聴会 漁場計画答申		遊漁規則変更
	3月	③	漁場計画諮問(埼玉県)		増殖量呈示 資源管理状況の報告
R5	4月		漁場計画樹立		
	5月				
	6月				
	7月	①	公聴会(埼玉県) 漁場計画答申(埼玉県) 免許諮問 免許答申 遊漁規則の認可	漁場計画諮問	
	8月	②	漁場計画樹立(埼玉県)	公聴会 漁場計画答申	
	9月		免許予定(9月1日)		
	10月				
	11月				
	12月	③		免許諮問 免許答申	増殖呈示量案の検討
	1月			免許予定(1月1日)	
	2月	④			遊漁規則変更 委員会指示延長
	3月	⑤			増殖量呈示 漁場管理状況の報告

九 公示番号 共第九号

イ 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業権	あゆ漁業 ます類漁業 うぐい漁業 おいかわ漁業 こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業 どじょう漁業 なまず漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(2) 漁場の位置

埼玉県熊谷市、行田市、加須市、本庄市、羽生市、深谷市並びに児玉郡神川町及び上里町並びに群馬県高崎市、伊勢崎市、太田市、藤岡市、佐波郡玉村町並びに邑楽郡板倉町、明和町、千代田町及び大泉町地先

(3) 漁場の区域

次に掲げる基点第十九号と点ウを結ぶ線から基点第二十号と基点第二十一号を結ぶ線までの利根川（五料橋から埼玉県加須市飯積まで）、次に掲げる基点第二十二号と基点第二十三号を結ぶ線より下流の鳥川（群馬県境から利根川合流点まで）、次に掲げる基点第二十四号と基点第二十五号を結ぶ線より下流の神流川（渡戸橋から鳥川合流点まで）、三名川及び笹川

- 基点第十九号 埼玉県加須市飯積地先の合の川防災ステーションに設置された国土交通省利根川上流河川事務所の河川管理境界標識（利根川左岸）
- 点ウ 基点第十九号から二百三十度（真方位による。）の線と利根川右岸との交点（利根川右岸）
- 基点第二十号 群馬県佐波郡玉村町大字五料（五料橋下流端（利根川右岸））
- 基点第二十一号 群馬県伊勢崎市柴町（五料橋下流端（利根川左岸））
- 基点第二十二号 群馬県高崎市新町字下河原と埼玉県児玉郡上里町

大字毘沙吐との境界（烏川右岸）

基点第二十三号 群馬県高崎市新町字下河原と埼玉県児玉郡上里町

大字毘沙吐との境界（烏川左岸）

基点第二十四号 埼玉県児玉郡神川町大字渡瀬字姥石川端（渡戸橋
下流端（神流川右岸））

基点第二十五号 群馬県藤岡市鬼石（渡戸橋下流端（神流川左岸））

ロ 免許予定日

令和六年一月一日

ハ 申請期間

令和五年八月二十一日から令和五年十月二日まで

ニ 関係地区

埼玉県熊谷市、行田市、加須市、本庄市、羽生市、深谷市並びに児玉郡神川
町及び上里町並びに群馬県高崎市、伊勢崎市、太田市、藤岡市、佐波郡玉村町
並びに邑楽郡板倉町、明和町、千代田町及び大泉町

ホ その他

(1) 制限又は条件

なし

(2) 存続期間

令和六年一月一日から令和十五年十二月三十一日まで

内水面漁場計画のうち第五種共同漁業権の漁場計画（案）の概要

1 免許の内容たるべき事項

下線部：現行免許との相違点

公示番号	漁業の種類	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域
共 第 1号	あゆ漁業、ます類漁業、うぐい漁業、おいかわ漁業、こい漁業、ふな漁業、うなぎ漁業、かじか漁業、わかさぎ漁業、なまず漁業	1月1日 から 12月31日	熊谷市、行田市、秩父市、飯能市、東松山市、鴻巣市、深谷市、比企郡滑川町、秩父郡横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、大里郡寄居町	荒川(上流～大芦橋)、中津川、赤平川、横瀬川等
共 第 2号	あゆ漁業、うぐい漁業、おいかわ漁業、こい漁業、ふな漁業、うなぎ漁業、どじょう漁業、わかさぎ漁業、なまず漁業	1月1日 から 12月31日	さいたま市、川越市、川口市、所沢市、東松山市、狭山市、鴻巣市、上尾市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、富士見市、入間郡三芳町、比企郡滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、大里郡寄居町、東京都清瀬市、東村山市	荒川(大芦橋～笹目橋)、市野川、びん沼川、伊佐沼、柳瀬川、 <u>芝川第一調節池</u> 等
共 第 3号	あゆ漁業、ます類漁業、うぐい漁業、おいかわ漁業、こい漁業、ふな漁業、うなぎ漁業、どじょう漁業、かじか漁業、わかさぎ漁業、なまず漁業	1月1日 から 12月31日	川越市、飯能市、東松山市、狭山市、入間市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、入間郡毛呂山町、越生町、比企郡嵐山町、小川町、川島町、鳩山町、ときがわ町、秩父郡東秩父村	都幾川、高麗川、越辺川、槻川、入間川、有間川等
共 第 4号	<u>ます類漁業</u> 、うぐい漁業、おいかわ漁業、こい漁業、ふな漁業、うなぎ漁業、どじょう漁業、わかさぎ漁業、なまず漁業	1月1日 から 12月31日	熊谷市、行田市、本庄市、深谷市、秩父郡皆野町、長瀨町、児玉郡美里町、神川町、上里町	小山川、福川、間瀬川
共 第 5号	おいかわ漁業、こい漁業、ふな漁業、うなぎ漁業、どじょう漁業、わかさぎ漁業、なまず漁業	1月1日 から 12月31日	さいたま市、熊谷市、川口市、行田市、加須市、春日部市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、北足立郡伊奈町、南埼玉郡宮代町、北葛飾郡杉戸町、松伏町、茨城県五霞町、東京都足立区、葛飾区	中川、綾瀬川、元荒川、大落古利根川、青毛堀川、備前堀川、葛西用水路等

共 第 6号	こい漁業、ふな漁業、なまず漁業	1月1日 から 12月31日	加須市、茨城県古河市	渡良瀬川(栃木県境～ 利根川との合流点)
共 第 7号	あゆ漁業、ます類漁業、うぐい 漁業、おいかわ漁業、こい漁業、 ふな漁業、うなぎ漁業、かじか 漁業	1月1日 から 12月31日	飯能市、 東京都青梅市	成木川(未成橋～両郡 橋)、直竹川
共 第 8号	こい漁業、ふな漁業、うなぎ漁 業、なまず漁業	1月1日 から 12月31日	川口市、戸田市、 東京都板橋区、北区	荒川(笹目橋～芝川水 門)
共 第 9号	あゆ漁業、ます類漁業、うぐい 漁業、おいかわ漁業、こい漁業、 ふな漁業、うなぎ漁業、どじょ う漁業、わかさぎ漁業、なまず 漁業	1月1日 から 12月31日	行田市、加須市、熊谷市、本庄 市、羽生市、深谷市、児玉郡神 川町、上里町、 群馬県藤岡市、伊勢崎市、玉村、 明和町、千代田町、大泉町	利根川(五料橋～加須 市飯積)、 烏川(群馬県境～下 流)、神流川(渡戸橋 ～下流)

- 2 免許予定日
令和6年1月1日
- 3 申請期間
令和5年8月21日から令和5年10月2日まで
- 4 存続期間
令和6年1月1日から令和15年12月31日まで
- 5 制限または条件
なし

内水面漁場計画のうち第二種区画漁業権の漁場計画(案)の概要

1 免許の内容たるべき事項

免許番号	漁業の種類	漁場の位置	漁場の区域
区第1号	こいの養殖業	埼玉県児玉郡美里町大字広木 摩訶池474番地2	摩訶池 391.7アール
区第2号	こいの養殖業	埼玉県児玉郡美里町大字駒衣字 市場17番地	古沼 204.9アール

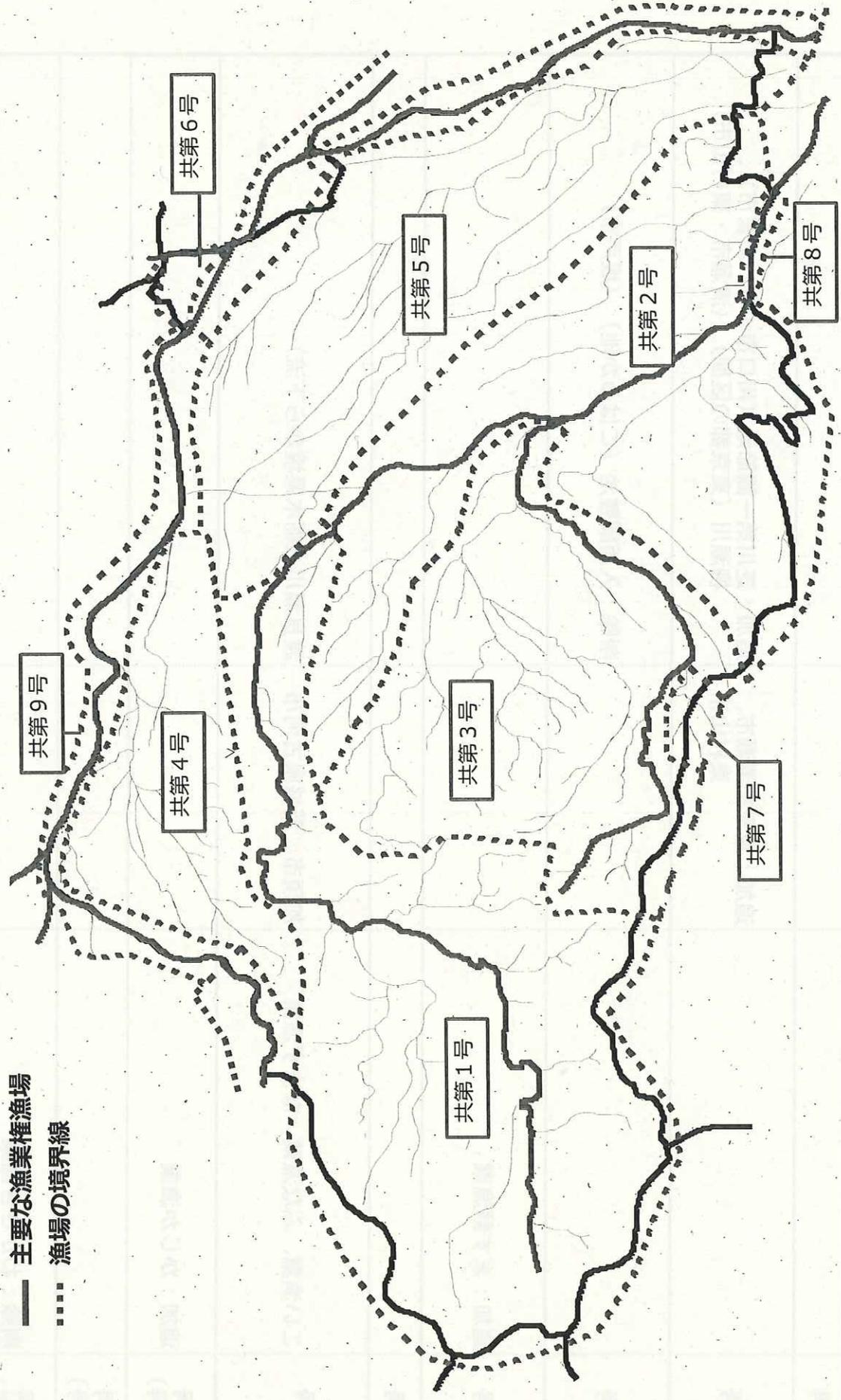
- 2 免許予定日
令和6年1月1日
- 3 申請期間
令和5年8月21日から令和5年10月2日まで
- 4 存続期間
令和6年1月1日から令和10年12月31日まで
- 5 制限または条件
なし

現行免許との相違点

漁場	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域
共第1号			
共第2号		追加：東京都清瀬市、東村山市	追加：芝川第一調節池（川口市・さいたま市）、柳瀬川（東京都の区間）（清瀬市・東村山市）
共第3号			削除：入西調整池（こはるか池）（坂戸市）
共第4号	追加：ます類漁業		
共第5号			
共第6号 (新設)	こい漁業、ふな漁業、なまず漁業	加須市、茨城県古河市	渡良瀬川（栃木県境から下流）
共第7号 (旧6号)	追加：かじか漁業		
共第8号 (旧7号)			
共第9号 (旧8号)	削除：わかさぎ漁業		

漁場図 (略図)

- 主要な漁業権漁場
- 漁場の境界線



共第8号漁場 管理模式図

